

京都大学の講座、学科目、研究部門等に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略) (薬学研究科) 第8条 薬学研究科に次表左欄に掲げる専攻を置き、当該専攻にそれぞれ同表右欄に掲げる講座を置く。</p> <p>創薬科学専攻 薬品創製化学講座、薬品機能統御学講座、薬品製剤設計学講座 生命薬科学専攻 生体分子薬学講座、生体機能薬学講座、生体情報薬学講座 医療薬科学専攻 薬品動態医療薬学講座、病態機能解析学講座 医薬創成情報科学専攻 医薬創成情報科学講座</p> <p>(工学研究科) 第9条 工学研究科に次表左欄に掲げる専攻を置き、当該専攻にそれぞれ同表右欄に掲げる講座を置く。</p> <p>社会基盤工学専攻 応用力学講座、<u>地殻工学講座、構造工学講座、構造材料学講座、地盤・水工学講座</u> 都市社会工学専攻 <u>都市基盤システム工学講座、都市社会計画学講座、交通マネジメント工学講座、ライフライン工学講座、社会基盤マネジメント工学講座</u> 都市環境工学専攻 <u>地殻環境工学講座、環境デザイン工学講座、都市空間工学講座、居住空間学講座、環境情報学講座、ウォーターフロント環境工学講座、複合構造デザイン工学講座、環境システム工学講座、環境衛生学講座、ジオフロント環境工学講座、総合環境学講座、環境材料学講座、環境構成学講座</u> 建築学専攻 建築保全再生学講座、人間生活環境学講座、建築史学講座、建築構法学講座、建築環境計画学講座、建築設計学講座、建築構造学講座、建築生産工学講座 機械理工学専攻 機械システム創成学講座、生産システム工学講座、機械材料力学講座、流体理工学講座、物性工学講座、機械力学講座、バイオエンジニアリング講座 マイクロエンジニアリング専攻 構造材料強度学講座、ナノシステム創成工学講座、ナノサイエンス講座、マイクロシステム創成講座</p>	<p>(薬学研究科) 第8条 薬学研究科に次表左欄に掲げる専攻を置き、当該専攻にそれぞれ同表右欄に掲げる講座を置く。 <u>薬科学専攻 薬品創製化学講座、薬品機能統御学講座、薬品製剤設計学講座、生体分子薬学講座、生体機能薬学講座、生体情報薬学講座、薬品動態医療薬学講座、病態機能解析学講座</u> (同左) (工学研究科) 第9条 工学研究科に次表左欄に掲げる専攻を置き、当該専攻にそれぞれ同表右欄に掲げる講座を置く。</p> <p>社会基盤工学専攻 応用力学講座、<u>資源工学講座、構造工学講座、水工学講座、地盤力学講座、空間情報学講座、都市基盤設計学講座</u> 都市社会工学専攻 都市社会計画学講座、<u>交通マネジメント工学講座、地震ライフライン工学講座、構造物マネジメント工学講座、河川流域マネジメント工学講座、ジオマネジメント工学講座、ロジスティクスシステム工学講座、地殻環境工学講座</u> 都市環境工学専攻 環境デザイン工学講座、<u>環境システム工学講座、環境衛生学講座</u> 建築学専攻 建築保全再生学講座、人間生活環境学講座、建築史学講座、建築構法学講座、<u>建築環境計画学講座、建築設計学講座、建築構造学講座、建築生産工学講座、都市空間工学講座、居住空間学講座、環境材料学講座、環境構成学講座</u> (同左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>航空宇宙工学専攻 航空宇宙力学講座、航空宇宙基礎工学講座、航空宇宙システム工学講座</p> <p>原子核工学専攻 量子ビーム科学講座、量子物質工学講座、核エネルギー工学講座</p> <p>材料工学専攻 材料設計工学講座、材料プロセス工学講座、先端材料物性学講座、材料物性学講座、先端材料機能学講座、材料機能学講座</p> <p>電気工学専攻 複合システム論講座、電磁工学講座、電気エネルギー工学講座、電気システム論講座</p> <p>電子工学専攻 集積機能工学講座、電子物理工学講座、電子物性工学講座、量子機能工学講座</p> <p>材料化学専攻 機能材料設計学講座、無機材料化学講座、有機材料化学講座、高分子材料化学講座、ナノマテリアル講座</p> <p>物質エネルギー化学専攻 エネルギー変換化学講座、基礎エネルギー化学講座、基礎物質化学講座、触媒科学講座</p> <p>分子工学専攻 生体分子機能化学講座、分子理論化学講座、量子機能化学講座、応用反応化学講座</p> <p>高分子化学専攻 先端機能高分子講座、高分子合成講座、高分子物性講座</p> <p>合成・生物化学専攻 有機設計学講座、合成化学講座、生物化学講座</p> <p>化学工学専攻 環境プロセス工学講座、化学工学基礎講座、化学システム工学講座</p> <p>(中 略)</p>	<p>(同 左)</p>
<p>(経営管理研究部・教育部)</p>	<p>(経営管理研究部・教育部)</p>
<p>第16条の3 経営管理研究部に、次に掲げる講座を置く。</p>	<p>第16条の3 経営管理研究部に、次に掲げる講座を置く。</p>
<p>経営管理講座、都市・地域マネジメント客員講座</p>	<p>経営管理講座、都市・地域マネジメント客員講座、<u>国土マネジメント客員講座</u></p>
<p>2 経営管理教育部に、経営管理専攻を置く。</p>	<p>2 経営管理教育部に、経営管理専攻を置く。</p>
<p>(中 略)</p>	<p>(中 略)</p>
<p>(経済研究所)</p>	<p>(経済研究所)</p>
<p>第35条 経済研究所に、次に掲げる研究部門を置く。</p>	<p>第35条 経済研究所に、次に掲げる研究部門を置く。</p>
<p>経済情報解析研究部門、経済制度研究部門、経済戦略研究部門、現代経済分析研究部門</p>	<p>経済情報解析研究部門、経済制度研究部門、<u>経済戦略研究部門</u>、<u>ファイナンス研究部門</u>、現代経済分析研究部門</p>
<p>(後 略)</p>	<p>(後 略)</p>
<p>(後 略)</p>	<p>附 則</p>
<p>(後 略)</p>	<p>この規程は、平成22年4月1日から施行する。</p>